

事務事業の概要・計画 (PLAN)

事務事業名	(介保)介護保険認定審査会事業	会計名称	介護保険特別会計				担当課	長寿介護課		
		予算科目	1 款 1 項 3 目	事業番号	8010	所属長名		野間美幸		
事業評価の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 評価対象事業 <input type="checkbox"/> 評価対象外事業 (事業の概要・結果のみ)						担当責任者名	堀川久美		
法令根拠等	介護保険法						実施期間	【開始】	令和/平成 17 年度	
総合計画での位置付け	健康福祉都市の創造 健やかで生きがいの持てる高齢者福祉の実践							【終了】	令和 年度(予定) ■ 設定なし	
総合計画における本事業の役割	被保険者が介護保険の給付を受けるために必要な認定の審査・判定機関であり、判定は公平かつ客観的に行うことにより高齢者の福祉の向上に繋がる。				事業の対象	伊予地区介護認定審査会委員等				
事業の目的	要介護認定、更新申請、区分変更等の審査判定業務を行うために設置している介護認定審査会の運営				昨年度の課題	コロナ禍の特例が長期化している現状を鑑み、委員の意向把握と手法の妥当性等について適時検討すること。				
事業の内容(整備内容)	伊予地区介護認定審査会事務局として、審査会委員報酬の支出、資料の作成、日程調整等を行う。				昨年度の課題に対する具体的な改善策	伊予地区介護認定審査会運営検討会において、対面での模擬審査を行い、書面開催による課題について確認し、解決するとともに手法について共通認識を図り、適正な審査の実施に繋げた。				

事業活動の内容・成果 (D0)

事業費及び財源内訳(千円)							事業活動の実績(活動指標)										
項目	前年度決算	当初予算額	補正予算額	継続費その他	翌年度繰越	決算額	項目	単位	前年度実績	4年度予定	9月末の実績	4年度実績					
直接事業費	14,217	19,770	△ 4,000	0	0	13,620	要介護認定審査件数 認定審査会開催回数	件 回	3733 109	5000 200	1800 60	3495 117					
国庫支出金	0	0	0	0	0	0											
県支出金	0	0	0	0	0	0											
地方債	0	0	0	0	0	0											
その他	8,092	11,078	△ 2,241	0	0	8,365											
一般財源	6,125	8,692	△ 1,759	0	0	5,255											
職員の人工(にんく)数	0.7	0.61				0.61											
1人工当たりの人物費単価	7,841	7,794				7,794											
※ 直接事業費+人件費	19,706	24,524				18,374											
主な実施主体	伊予市	実施形態(補助金・指定管理料・委託料等の記載欄)		直接実施													
向こう5年間の直接事業費の推移 (千円)					5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	5年間の合計							
成果指標	指標	要介護認定審査件数			単位 件	区分年度 目標 実績	前年度	4年度	5年度	目標毎年度							
	指標設定の考え方	要介護認定審査件数により、介護保険サービス利用者の推移及び介護給付費の推移が想定できる。					5000	5000	5000	5000							
	指標で表せない効果	特になし					3733	3495									

事務事業評価（CHECK）

新たな課題や当初の改善策に対する対応状況（今年度の途中経過）			コロナ禍により書面開催を継続している。対面での審査会や研修会を経験していない審査委員に対し、対面での勉強会を開催検討している。						
事務事業の評価	事務担当責任者（一括評価）	妥当性	目的の妥当性	5 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 4 概ね、施策の目的に沿った事業である。 3 この事業では施策の目的を果たすことができない。	5	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~ 9 : B 5~ 7 : C 3~ 4 : D	S	事業成果・工夫した点	対面による審査会未経験委員への課題解決のため模擬審査会を行い、解決とともに手法について共通認識を図り、適正な審査の実施に繋げた。
			社会情勢等への対応	5 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 4 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 3 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。	5			事業の苦労した点・課題	審査会の開催方法について国の動向や他市町の状況調査を隨時行い、共同設置市町において検討を行ってきた。次年度は、引き続き他市町の開催状況を確認しつつ対面開催再開時期を検討したい。また、次年度から認定期間延長措置が終了することによる事務量の増加への対応が必要である。
			市の関与の妥当性	5 市が積極的に関与・実施すべき事業である。 4 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 3 市は関与しないで、民間や市民団体等も委ねるべきである。	5			事業の苦労した点・課題	審査会の開催方法について国の動向や他市町の状況調査を隨時行い、共同設置市町において検討を行ってきた。次年度は、引き続き他市町の開催状況を確認しつつ対面開催再開時期を検討したい。また、次年度から認定期間延長措置が終了することによる事務量の増加への対応が必要である。
		有効性	事業の効果	5 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 4 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 3 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	5	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~ 9 : B 5~ 7 : C 3~ 4 : D	S	事業の苦労した点・課題	審査会の開催方法について国の動向や他市町の状況調査を隨時行い、共同設置市町において検討を行ってきた。次年度は、引き続き他市町の開催状況を確認しつつ対面開催再開時期を検討したい。また、次年度から認定期間延長措置が終了することによる事務量の増加への対応が必要である。
			成果向上の可能性	5 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 4 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 3 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。	5			事業の苦労した点・課題	審査会の開催方法について国の動向や他市町の状況調査を隨時行い、共同設置市町において検討を行ってきた。次年度は、引き続き他市町の開催状況を確認しつつ対面開催再開時期を検討したい。また、次年度から認定期間延長措置が終了することによる事務量の増加への対応が必要である。
	事業の評価	効率性	施策への貢献度	5 施策推進への貢献は最大である。 4 施策推進に向け、効果を認めることができる。 3 施策推進につながっていない。	5		A	事業の方向性	■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 介護保険法に基づく事業であり、制度上必要な事業である。
			手段の最適性	5 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 4 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 3 活動指標の実績も上がりず、効率的な手段の見直しが必要である。	4	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~ 9 : B 5~ 7 : C 3~ 4 : D		所属長の課題認識	介護保険法に基づき、制度に沿った事業実施が必要である。昨年度に引き続き今年度も新型コロナの影響による特別な取り扱いとして、認定期間延長措置や認定審査会の書面開催などの対応をとり、制度を継続することができた。次年度から認定期間延長措置が終了することによる事務量の増加への対応や審査会の開催形態について検討していく必要がある。
			コスト効率	5 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 4 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 3 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。	4			所属長の課題認識	介護保険法に基づき、制度に沿った事業実施が必要である。昨年度に引き続き今年度も新型コロナの影響による特別な取り扱いとして、認定期間延長措置や認定審査会の書面開催などの対応をとり、制度を継続することができた。次年度から認定期間延長措置が終了することによる事務量の増加への対応や審査会の開催形態について検討していく必要がある。
		効率性	市民（受益者）負担の適正	5 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。 4 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 3 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	5	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~ 9 : B 5~ 7 : C 3~ 4 : D	A	所属長の課題認識	介護保険法に基づき、制度に沿った事業実施が必要である。昨年度に引き続き今年度も新型コロナの影響による特別な取り扱いとして、認定期間延長措置や認定審査会の書面開催などの対応をとり、制度を継続することができた。次年度から認定期間延長措置が終了することによる事務量の増加への対応や審査会の開催形態について検討していく必要がある。
			一次判定～所長	5 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 4 概ね、施策の目的に沿った事業である。 3 この事業では施策の目的を果たすことができない。	5	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~ 9 : B 5~ 7 : C 3~ 4 : D	S	所属長の課題認識	介護保険法に基づき、制度に沿った事業実施が必要である。昨年度に引き続き今年度も新型コロナの影響による特別な取り扱いとして、認定期間延長措置や認定審査会の書面開催などの対応をとり、制度を継続することができた。次年度から認定期間延長措置が終了することによる事務量の増加への対応や審査会の開催形態について検討していく必要がある。